

令和3年度 安来市立荒島小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

荒島小学校では、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、安来市教育委員会との連携のもと、いじめ防止対策推進法 第13条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を推進するため、荒島小学校いじめ防止基本方針をここに策定することにしました。

本校は、全ての児童一人一人の生活年齢や発達の段階、実態等に十分に配慮し、きめ細やかないじめ防止等に組織的に取り組みます。また、全ての人の人権を守ることを大切に、職員一人一人が常に高い人権意識をもち、日々の指導や地域等との連携に携わることとします。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています（法第2条）。

本校では、いじめは、いじめを受けた児童の人間としての尊厳及び教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許すことのできない行為であると考えています。

第2 いじめ対策委員会の設置

本校では、法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を組織的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、校長の指導の下、組織的な対応を進めます。

1 役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (2) 児童生徒・保護者からのいじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) いじめの疑いや児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。また入学以前の人間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないよう関係機関と必要な連携を行う。
- (4) いじめの疑いに係る情報があった際に、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。
- (5) 重大事態が疑われる事案が発生した時にその原因がいじめにあるかを判定する。
- (6) 基本方針の策定及び見直し、いじめ防止等の取組については、PDCAサイクルで検証を行う。

2 構成

教頭、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、担任
その他校長が必要に応じて関係する教職員や専門家を加える。

第3 いじめの防止

いじめの防止のために、以下の基本的な考え方を教職員全体で確認し、日常的な指導等に当たることとします。

1 基本的な考え方

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ、すべての児童生徒の尊厳が守られ、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識のもと、いじめの未然防止に全ての教職員が取り組む。
- (2) 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
- (4) 児童会等において、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を児童の実情に応じて行う。
- (5) 全ての教職員は、常に児童の人権を守ることを何よりも最優先し、自らの指導及び日常的言動を振り返るとともに、児童一人一人の状況を的確に把握し、いじめの未然防止に努める。

2 主な方策

- (1) 学校の教育活動全体を通じた児童への指導
 - ・あらゆる学習指導において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学習内容を設定し、豊かな心を育むとともに、一人一人のできる力を伸ばし自己有用感や自己肯定感を得られる学習活動等の取組を進める。
 - ・人権学習等の人権尊重の意識を高める学習を児童の生活年齢や発達の段階、実態等に応じて、教育課程に位置付け、指導する。
 - ・コミュニケーション能力や豊かな社会性の育成のため、学習指導や生活指導における共感的人間関係を育む取組を推進する。
 - ・インターネットの正しい活用や情報モラルの学習を推進する。
- (2) 教職員の資質能力向上
 - ・いじめの防止等に係る校内研修を年間の研修計画に位置付け実施する。
 - ・教育センターにおける専門研修（人権教育・教育相談・生徒指導・特別支援教育の領域等）の積極的な受講を進める。
- (3) 教職員による点検
 - ・「いじめ発見のチェックリスト」等を活用して全ての教職員で実施する。
- (4) 保護者、地域との連携
 - ・「安来市立荒島小学校 いじめ防止基本方針」の公開
 - ・保護者からの情報収集窓口の設置
 - ・様々な場での基本方針に基づいた学校の取組の積極的発信

第4 いじめの早期発見

以下の考え方にに基づき、いじめの早期発見及び適切な対応を進めます。

1 基本的な考え方

- (1) いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃からの児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や 危険信号を見逃さないよう見守るとともに、得られた情報について共有する。
- (2) 定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制や雰囲気を整え、いじめの実態把握に取り組む。

2 主な方策

- (1) 安来市立荒島小学校いじめ調査
 - ・アンケート調査と個別の聴き取り調査を実施(時期:11月)
- (2) アンケートQUの実施(時期:6月、10月)
- (3) 校内相談窓口の設置
 - ・いじめ対策委員会による児童・保護者の相談・通報の窓口の設置(担当 生徒指導主任、教頭)
- (4) 校内教育相談体制の整備
 - ・担任・養護教諭等による教育相談 の充実
 - ・必要に応じて外部専門家によるカウンセリングと心のケア
- (5) 相談機関等の情報提供
- (6) 学校をまたがるいじめ等についての情報共有
 - ・他校の管理職、生徒指導主任等との連携及び協力
- (7) 業者委託によるネット監視(安来市教育委員会との連携)
 - ・ネット上での中傷表現や個人情報の書き込みへの対応

第5 いじめに対する措置

万が一、いじめ及びそれにつながる行為を発見した場合には、何よりも児童の人権を守ることを優先し、速やかに対応を進めます。

1 基本的な考え方

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為をやめさせる。
- (2) いじめを発見又はいじめの通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず速やかにいじめ対策委員会で情報共有し、今後の対応について検討する。
- (3) いじめの事実を確認した場合は、被害児童の生命・身体の尊重を最優先し、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。
- (4) 加害児童が、好意等から行った行為が意図せずに被害児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、悪意がなかったことを十分に加味した上で対応する。
- (5) これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係学校・関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

2 主な方策

- (1) いじめを発見又はいじめの通報を受けたときの対応
 - ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに共感的態度で内容を聴く。

- ・いじめを発見又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有する。
 - ・いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡するとともに、安来市教育委員会に報告する。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) いじめられた児童又は保護者への支援
- ・いじめられた児童の心身の状況への支援を最優先し、寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケアなどの支援を行う。
 - ・保護者の不安や怒りについては、誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- (3) いじめた児童への指導又は保護者への助言
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように、当該児童の生活年齢や発達の段階、実態等に十分に配慮し、きめ細やかで粘り強い指導を進める。
 - ・学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者との丁寧な連携協力の下、指導を進める。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめが起きた集団に対しても、当該集団の状況を踏まえ、一人一人が自分の問題として捉え、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進める。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて所管警察署等に相談する。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめ解消後の継続的な取組
- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
 - ・事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。

第6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、以下を基本としながら、迅速且つ組織的な対応を進めます。

1 調査主体

重大事態が発生した場合は、校長の判断の下、直ちに安来市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、客観的な事実関係を明確にする。

2 重大事態の判別基準

荒島小学校では、いじめを次の5段階に分け、レベル3以上を重大事態と捉える。

レベル1

「悪口を言われる、からかわれる」など、言葉によるいじめのレベル。学級担任が対処する。

(※インターネット、SNS等、電子媒体を使用した友だちへの誹謗中傷を初めて行ったレベル。学級担任が対処する。誹謗中傷の程度も考慮に入れて判別するようにする。)

レベル2

『仲間はずれにされる、無視される、「くさい。あっちへ行け」などの言葉を言われる。落書きされる。物を隠される。』など、言葉に加えて、具体的な行動によるいじめのレベル。校内のいじめ対策委員会へ報告し全教職員認識のもとで対処する。

(※インターネット、SNS等、電子媒体を使用した友だちへの誹謗中傷が、担任・保護者の指導後も続いているレベル。校内のいじめ対策委員会へ報告し全教職員認識のもとで対処する。)

レベル3

レベル2が継続して行われるレベル。さらに、『叩く、蹴る、つねる、物を投げつける、足をかける』などの身体への攻撃が加わるレベル。ここから、教育委員会報告レベルとなる。

(※レベル2が継続して行われるレベル。ここから、教育委員会報告レベルとなる。)

レベル4

いじめが原因で不登校になる。保護者、本人が、転校も視野に入れるレベル。

(※同上)

レベル5

死を口にしたり、自殺行為に及ぶレベル。

(※同上)

3 情報の提供

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

4 調査結果

調査結果を安来市教育委員会に報告する。

5 再発防止

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。